○近畿地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十六日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間
四十一号	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字峠二〇〇七番一から同町朝来字峠二〇三八番一まで

供用開始の期日　平成二十六年三月二十六日

○近畿地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十六日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
柏原市国分本町一丁目八五番八から同市大字高井田五九五番三まで	前	一六・〇〇～四三・〇〇メートル	〇・三五四キロメートル
	後	一二・〇〇～二九・五〇〇メートル	〇・三五四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十六日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間
二十五号	柏原市国分本町一丁目八五番八から同市大字高井田五九五番三まで

供用開始の期日　平成二十六年三月二十六日

○近畿地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十六日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長浜市西浅井町塩津浜字西一一三六番地先から同市西浅井町塩津浜字浦手一八四番まで	前	BA 八・一〇～二七・〇〇メートル	〇・九〇二キロメートル	
	後	BA 一九・〇～二四・八八	〇・四一六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		BA 八・一〇～二八・一七	〇・九〇二	
		一四・八一～三〇・二三	〇・九〇九	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年近畿地方整備局告示第百三十号阪神間都市計画道路事業三・五・八十五号園田西武庫線

三　事業施行期間　自平成十六年八月二日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年近畿地方整備局告示第二十六号阪神間都市計画道路事業三・五・六号宝塚平井線

三　事業施行期間　自平成十九年三月二十二日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年近畿地方整備局告示第百九十八号福井都市計画道路事業三・四・一号福井縦貫線

三　事業施行期間　自平成二十二年九月十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十六日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間
五十六号及び三百八十一号	高知県高岡郡四万十町平串字今宮田三〇九番二まで
	高知県高岡郡四万十町平串字今宮田三〇四番二から同町平串字今宮田三〇九番二まで

供用開始の期日　平成二十六年三月二十六日

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所